

各 都 道 府 県 総 務 部 長 殿
（市町村税担当課扱い）
東 京 都 主 税 局 長 殿
（固定資産評価課扱い）

総務省自治税務局資産評価室長

「冷蔵倉庫用のもの」の適用に係る留意点等について（通知）

地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項の規定に基づく固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）別表第13「非木造家屋経年減点補正率基準表」7（2）（以下「基準表7（2）」という。）については、平成21年4月1日付け総務省告示第225号により改正され、平成24年度分の固定資産税から適用されることとされています。

この度、基準表7（2）に規定する「冷蔵倉庫用のもの（保管温度が摂氏10度以下に保たれる倉庫）」（以下「冷蔵倉庫用のもの」という。）について、その適用に当たっての留意点及び経年減点補正率の適用方法等を下記のとおり取りまとめましたので、貴都道府県内市町村に対し、御連絡願います。

また、改正前の基準表7（2）の適用対象となる家屋が存在しなかった市町村においても、今般の改正によって、基準表7（2）の適用範囲が拡大するため、新たに「冷蔵倉庫用のもの」とすべき家屋が存在する可能性もあることから、適用漏れ等が発生することのないよう、調査・確認に万全を期されたい旨、併せて御連絡願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 「冷蔵倉庫用のもの」の範囲

基準表7（2）における、「冷蔵倉庫用のもの」には、専らその保管温度が摂氏10度以下に保たれている次の（1）または（2）の倉庫が該当するものであること。

（1）倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条に基づき、倉庫業として登録された者がその営業の用に供する倉庫のうち、同法施行規則第3条の11第1項に規定する冷蔵倉庫に該当する倉庫（以下「倉庫業法上の冷蔵倉庫」という。）。

（2）上記（1）以外の倉庫（食品加工事業者の原材料保管庫等の自家用倉庫等）のうち、（1）と同等の能力を有する倉庫（以下「その他の冷蔵倉庫」という。）。

2. 「冷蔵倉庫用のもの」の適用

(1) 「倉庫業法上の冷蔵倉庫」

① 適用に当たっての留意点

「倉庫業法上の冷蔵倉庫」は、「冷蔵室の保管温度が常時摂氏10度以下に保たれるものとして国土交通大臣の定める基準を満たしていること。」（倉庫業法施行規則第3条の11第2項第3号）から、原則として「冷蔵倉庫用のもの」が適用されるものであること。

② 適用の判断に資する資料等

所管地方運輸局への倉庫業の登録申請の際に事業者が作成する申請書類の控えのうち、「倉庫明細書」（倉庫業法施行規則第1号様式）及び「冷蔵施設明細書（その2）冷蔵室表」（同規則第2号様式）には、それぞれ倉庫の種類及び冷蔵室ごとの面積等が記載されていることから、事業者の協力を得てこれらの事項を確認することが「冷蔵倉庫用のもの」を適用する上での判断に資するものと考えられること。

(2) 「その他の冷蔵倉庫」

「その他の冷蔵倉庫」は、特に倉庫業法の対象とならない倉庫に相当数存在していると考えられる。これらについては、冷却設備の稼働状況、保管温度等を運転記録簿等により確認し、「冷蔵倉庫用のもの」に該当するか否かを判断の上、適用する必要があること。

冷却設備の稼働状況等を記録した運転記録簿等が存在しない場合は、当該倉庫が「冷蔵倉庫用のもの」に該当するか否かを保管物品の確認や事業者等からの聴取等により、総合的に判断するものであること。

(3) 低温倉庫

いわゆる低温倉庫についても、上記に照らし、「冷蔵倉庫用のもの」が適用されるか否かを判断するものであること。

3. 「冷蔵倉庫用のもの」に対する経年減点補正率の適用方法について

平成24年度分の固定資産税における在来分の家屋評価において、新たに「冷蔵倉庫用のもの」に該当する家屋については、基準表7（2）における当該家屋の経過年数に対応する経年減点補正率を適用すること。

なお、基準表7（2）に係る本改正は、平成23年度分以前の固定資産税には適用されないものであること。